市報 にいがた
発行所　新潟市役所
新潟市西堀通6番町
866
電話代表(28)1000
編集兼人　高橋甲子
(担当市民企画部広報課)
印刷所　㈱旭光社

市の人口

	前月比
人口	432,329(＋638)
男	211,685(＋344)
女	220,644(＋294)
世帯数	135,009(＋158)

52年9月末日現在

11月臨時市議会
補正予算など10議案を提案
会期は21・22の2日間

十一月議会臨時会があす二十一日に開会されます。会期は二十二日までの二日間。

議案は、一般会計補正予算、下水道事業会計補正予算のほか、契約の締結五件など合計十件となっています。

石山連絡所・公民館
建設工事の契約も

一般会計補正予算は、市税、国庫支出金、市債合わせて四千八百万円余を増額補正し公園緑地事業などに充てるほか、一部を下水道事業会計に繰入れたい、とするもの。

下水道事業会計は、六億八千四百万円余を増額補正し、公共下水道建設事業に充てるほか、先ごろ起工した県の信濃川下流流域下水道建設事業への負担金に充てたい、というものです。

契約の締結は①石山連絡所及び石山地区公民館建設工事②石山連絡所及び石山地区公民館建設に伴う空気調和設備工事③坂井輪排水区幹線三十五～三十六下水道築造工事④鳥屋野排水区鳥屋野幹線四～九下水道築造（その一）工事⑤中部下水処理場雨水放流渠（きょ）築造（その二）工事―となっています。

財産の取得については、都市化火災に対応できる消防車をと、はしご付き大型高所放水車購入のための発注をしよう、というもの。（議会で可決されますと、来年三月中には納品される見込み）

新設校の通学区域決る
53年4月開校の三か校

昭和五十三年四月から、市立竹尾小学校、市立坂井東小学校および市立上山中学校の三か校が新しく開校します。

これは、木戸・牡丹山小学校および新通小の各小学校区、それに鳥屋野中学校区内において、最近著しく住宅が建設され、子供たちが増えて学校が過密化してきたため、これを解消し、子供たちにより良い環境の中で勉強ができるようにするため、学校を新設したわけです。

これに伴って、それぞれの通学区域（学区）が決まりました。

小学校にはいる児童は新入学予定者から現在の五年生まで、中学校にあっては新入学予定者から現在の二年生までの下表の地区の子供たちです。

なお、現在急ピッチで校舎の建設が進められており三月には立派な鉄筋の校舎ができあがります。

新設校および関連校の通学区域は下表の通りです。（上記図参照）

□竹尾小学校通学区域

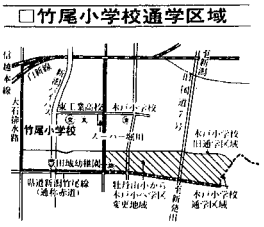

□坂井東小学校通学区域

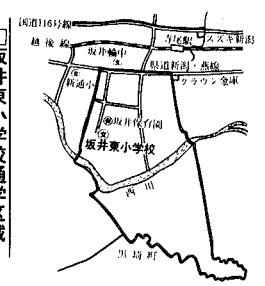

□上山中学校通学区域

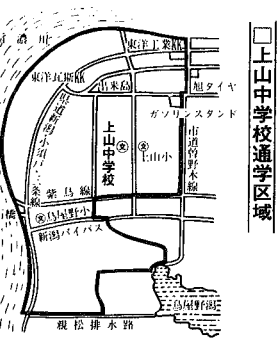

新設校および関連校の通学区域

学校名	所在地	通学区域
竹尾小学校	新潟市竹尾349番地	竹尾(一部)、中山(一部)、牡丹山(一部)、紫竹(一部)、本馬越(一部)、鍋新町1・2丁目(全部)
木戸小学校	新潟市中山169番地	下木戸(一部)、中山(一部)、牡丹山(一部)、紫竹(一部)、本馬越(一部)、桜(全部)、山木戸(全部)
坂井東小学校	新潟市須賀154番地	坂井(一部)、須賀(一部)、小新(一部)、寺尾東2・3丁目(全部)、亀山(全部)
新通小学校	新潟市坂井1252番地	現通学区域より、坂井東小学校通学区域を除いた地域に、寺尾の一部を加えた区域
上山中学校	新潟市女池211番地3	鳥屋野小学校・上山小学校の通学区域

火を消すまで目を離すな！
秋の全国火災予防週間
（十一月二十六日～十二月二日）

「秋の全国火災予防週間」が、十一月二十六日から十二月二日まで全国一せいに行われます。

この運動は、火災多発期を迎えるにあたり、市民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災発生防止と人命損傷事故の絶滅を期すことを目的としています。

今年の統一標語は“使う火を消すまで離す目と心”

新潟市の火災発生状況は十一月四日現在、火災件数百十四件、り災世帯数百二十四件、死者四名、被害総額約三億四百六十万円にのぼっています。

主な火災原因としては、ふう釜十四件、天ぷら油に引火八件、たばこ七件、石油ストーブ六件、コンロ五件―など。

これらほとんどが、ちょっとした油断からおきた火災です。

今年の火災の特徴は、街なかより郊外に多く、比較的新しい家が多いので損害額が増えています。また火災原因は、ふろ釜が一位となっていますが、“空ならだき”がほとんどをしめています。

今年の重点目標は①自力避難の出来ない幼児や体の不自由な老人の焼死対策を図る②旅館、デパート、病院―など多数の人が利用する建物について、出火の度毎に防火管理の不徹底が指摘されているので、実地に即した自主防火管理体制を確立する―となっています。

この機会にもう一度、家庭では、幼児や老人の安全な避難方法を考え、寝たばこは絶対にやめ、就寝前に火の元の点検を行い、避難の手段については家族で十分話し合っておきましょう。

また、職場でも、職場ぐるみで防火設備の総点検や防火通報、避難訓練を実施し、職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めましょう。

石油ストーブに“対震式自動消化装置”を

一方、地震などにより、石油ストーブからの火災を防止するため移動式（反射型、対流型）のものは、自動消化装置付きでなければ来年一月一日から使用できないことになりました。

ただし、ポット式石油ストーブ（煙突のあるもの）は除く。

現在、市内約二十五・六万台の石油ストーブが出まわっていると推定され、そのうち、対震式のものは約十万台ぐらいと推定されています。地震による災害のうち一番おそろしいのが火災による被害です。関東大震災でも数十万の焼死者が出て火災のおそろしさを物語っています。

したがって、出来るだけ早く対震式のものに切り換えて事故防止につとめてください。

訂正

十一月六日付の市報の記事の市民体育祭の結果の中で誤りがありました。次のように訂正しておわびいたします。

陸上競技（女子）二百m
一位　斉藤真由美（小針中）
↓野村満里（小針中）
フェンシング女子ジュニアフルーレ一位　金井美佐子（沼垂高）↓金井美佐子（新潟高）

自治会関係役員との懇談会から

〈北地区〉（48人出席）

問い　①航空機騒音についてだけの話し合いを持ってほしい②飛砂防止を県や国に働きかけて③新井郷川の水をこして飲んでいる。一日も早く水道を

答え　①いつでも開く用意があります。②飛砂防止は砂のでている所を私もみた。どれがいい方法なのか担当で検討し、建設省などへ皆さんと一緒になって要求活動を続けたいと思う。③臼井町の水道はまだ年数がかかり五十六年頃になりそう。その様子を知らせることも必要だろう。ビンの回収もビールビンや一升ビンに限られているとかで、今、業者とも接触している。省資源対策として今、少しずつ進めている所である。②地域の人がみんなで使えるような集会機能を持つ施設を作りたいと思っているんだ。市民会館というような大規模なものは無理だろう。③市の仕事をかわりにやってもらっての事故。三月議会での検討材料にしたい。場所はわかっている。

答え　①自治会などで自主的にやっている所もある。措置をと考えている。

〈東石山大形地区〉（40人）

問い　①石山、山潟地区に消防の出張所を②津島屋のゴミ埋立地に公園か野球場を③大形の薬師橋を道路幅にあわせて拡幅を

答え　①消防に聞いてみたら、かなり優先順位は高いようだ。なるべく早く作りたいと思っている。②運動公園的な広場を作っていきたいと思っている。③来年度予算編成の中での検討材料にしたい。場所はわかっている。

問い　①石山、山潟地区にビールビンや一升ビンに限られているとかで、今、業者とも接触している。省資源対策として今、少しずつ進めている所である。②地域

答え　①自治会などで自主的にやっている所もある。その様子を知らせることも必要だろう。ビンの回収もビールビンや一升ビンに限られているとかで、今、業者とも接触している。省資源対策として今、少しずつ進めている所である。②地域にでも出して、なんらかの措置をと考えている。

〈東石山大形地区〉（40人）

問い　①石山、山潟地区に消防の出張所を②津島屋のゴミ埋立地に公園か野球場を③大形の薬師橋を道路幅にあわせて拡幅を

答え　①消防に聞いてみたら、かなり優先順位は高いようだ。なるべく早く作りたいと思っているんだ。市民会館というような大規模なものは無理だろう。③市の仕事をかわりにやってもらっての事故。三月議会での検討材料にしたい。場所はわかっている。

〈東沼垂木戸地区〉（74人）

問い　①毎日のゴミの中にある古紙でお金になるものがあります。自治会で利用したら②中山の市営住宅の中に市民会館を③集会事務などで事故があった時に補

ごみ・し尿の収集

11月23日（勤労感謝の日）のごみとし尿の収集は休まないでいただきます。

小学校新入学児就学相談

対象　来年4月に小学校へ入学予定のお子さんの父兄で、心身に障害があるため普通学級での学習が難かしいと心配しておられる方、または言語障害や難聴のため入学後、言語障害学級や難聴学級への通級を希望される方。

相談先　市教育委員会学校指導課へ

相談方法　電話で、または直接市学校指導課へ

相談期間および時間　11月21日～12月10日午前8時半～午後5時（ただし日曜・祭日は除く、土曜日は正午まで）

市職員募集

保母・保健婦・栄養士
男性児童指導員

試験日　12月4日

試験場　市立寄居中学校

試験内容　第1次試験（筆記試験、適性検査）

受験資格等

1．**保母**　保母資格を有する者（来年3月31日までに資格を取得する見込みの者を含む）で、次のいずれかに該当する者。

(1)学校教育法による短期大学又は厚生大臣の指定する保母を養成する学校、その他の施設を昭和50年3月以降に卒業した者又は来年3月31日までに卒業する見込みの者。

(2)昭和28年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた者。

2．**保健婦**　保健婦免許取得者で昭和26年4月2日以降に生まれた者。但し、保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校又は保健婦養成所を来年3月31日までに卒業する見込みの者で、保健婦免許を取得する見込みの者を含む。

3．**栄養士**　栄養士免許取得者で昭和28年4月2日以降に生まれた者。但し、栄養士法による指定栄養士学校又は指定栄養士養成所を来年3月31日までに卒業する見込みの者で栄養士免許を取得する見込みの者を含む。

4．**男性児童指導員**　男生園（精神薄弱児施設）等に勤務する職員を募集するもので、昭和26年4月2日以降に生まれた者のうち次のいずれかに該当する者。

(1)学校教育法による大学（短期大学を除く）において、社会福祉、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者又は来年3月31日までに卒業見込みの者。

(2)厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する施設（大学卒を入学資格とする修業年限1年以上の課程に限る）を修了した者、または来年3月31日までに修了見込みの者

募集要綱と応募用紙

市人事課で差し上げています。

郵送希望の方は、あて先を明記し50円切手をはった返信用封筒を同封してください。その際は「受験申込用紙請求」と朱書きで明記してください。

申し込み期限　11月26日まで直接または郵送（26日消印有効）で。